

同意書

国民健康保険での世帯主及び主たる生計維持者の方は下記事項をご理解いただいた上、署名をお願いします。

1. 減免の対象となる世帯は、下記の①または②のいずれかに該当する世帯です。
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する世帯。
 - i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のうち、種類ごとに見た令和4年分の収入のいずれかが、令和3年分比べて10分の3以上減少していること。（国や県からの給付金等については、令和3年分、令和4年分それぞれ、含まない金額で比較）
 - ii 世帯の主たる生計維持者の10分の3以上の収入減少した種類の所得以外の令和3年分の所得の合計額が、400万円以下であること。
 - iii 世帯の主たる生計維持者の令和3年分の全ての所得の合計額（合計所得金額）が、1,000万円以下であること。

※1 合計所得金額は、総合課税と分離課税を合計する際にマイナスの所得を0円で計算。
※2 事業収入等は、株の取引による収入や、雑収入を含まない。
※3 主たる生計維持者が非自発的失業による軽減及び軽減に準ずる減免に該当する場合、主たる生計維持者において給与収入減少による今回の減免を重複して適用できない。
※4 懲戒解雇や令和元年以前の離職職等が主な原因となって収入減少したことが明らかな場合、今回の減免は受けられない。
 - ② 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った世帯。
2. 主たる生計維持者とは、世帯の生計を維持している者（1名）のことです。原則は住民票上の世帯主と同一人になりますが、世帯主以外の世帯構成員の収入で生計が維持されている場合はその世帯構成員が主たる生計維持者になり得ます。
3. 主たる生計維持者については、一度申請していただくと変更はできません。また、減免世帯については、申請があった記号番号（国民健康保険被保険者証の「記号 松 番号」に続く番号）の世帯を対象とします。転居による世帯分離や合併等で記号番号が変更となる場合、再度申請が必要になります。
4. 令和4年度の国民健康保険料のうち、納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの一部または全部が減免となります。
5. 減免を受けるためには、世帯全員（18歳未満は除く）の令和3年分の確定申告、住民税申告（他の方の被扶養者として申告されている方は個別の申告不要）のいずれかを行っていただく必要があります。なお、給与収入のみであった方については、会社が申告している場合、確定申告、住民税申告は不要です。
6. 減免申請の内容やご提出いただく添付資料のほかに、松戸市にて把握している世帯全員の収入・所得情報を参考にして減免の審査を行います。
7. 減免申請の内容に虚偽等が判明した場合、または申告した収入等の情報が変更となった場合、減免決定後であっても減免の変更または取り消しをすることがあります。
8. 今後国や県から示される基準等の改正により内容が一部変更される場合がありますのでご了承ください。
9. 減免の要件に該当しない場合や、書類不備等により減免の要件に該当するか判断できない場合は取り下げとし、書類を返送いたします。

国民健康保険の世帯主 氏名 _____ (自署)

主たる生計維持者 氏名 _____ (自署)